

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年5月7日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称

神居大橋及び旧神居古潭駅舎周辺の清掃及び草刈等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

神居大橋及び旧神居古潭駅舎周辺の清掃及び草刈等業務

イ 履行期間

令和7年4月25日から令和7年10月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階

旭川市観光スポーツ部観光課

電話 0166-25-7168

2 契約を締結した年月日

令和7年4月17日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

4 契約金額

3,216,400円（うち消費税及び地方消費税相当額 292,400円）

5 契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定するシルバー人材センター及びこれに準ずる者の2者で見積合せを行った結果、予定価格内で最も低い価格であったため。